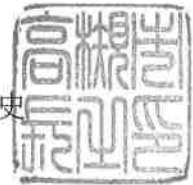


高都都第1074号
平成30年12月10日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画道路（高槻市決定）の変更について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更(高槻市決定)

北部大阪都市計画道路3・5・207-18号高槻駅高垣線を3・5・207-18号高槻駅緑町線に名称を改めるとともに、次のように変更する。

種別	名称		位地		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線道路	3・5・207-18	高槻駅緑町線	高槻市紺屋町地内	高槻市緑町地内	約1,980m	地表式	2車線	15m	地表式の 区間における 鉄道等との 交差の構造 ・幹線街路と平面 交差3箇所 ・阪急京都線と 立体交差1箇所

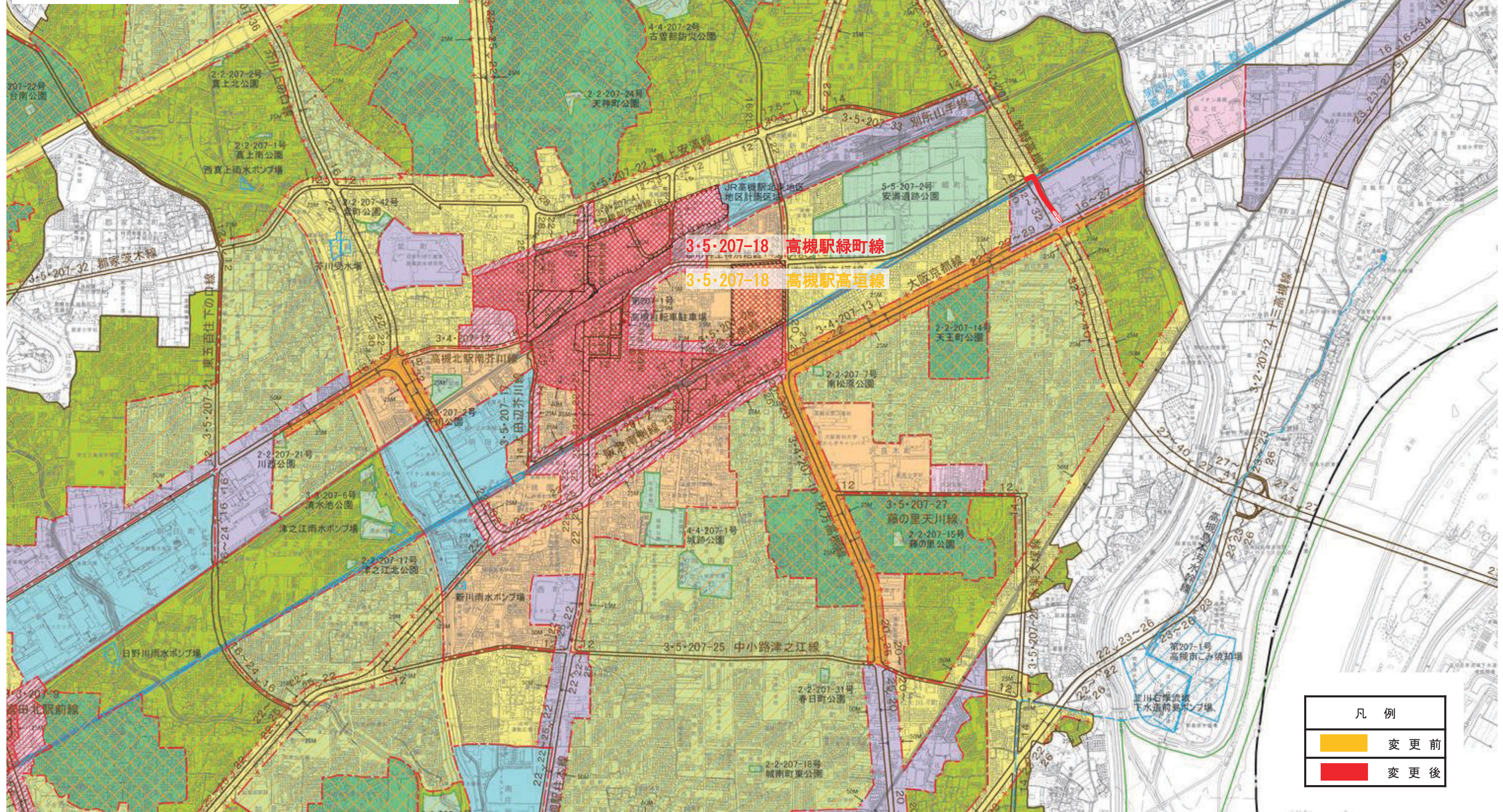
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画道路と接続する都市計画道路「牧野高槻線」の都市計画変更に伴い、本都市計画道路の終点を都市計画道路大阪京都線まで延伸するものです。また、終点の変更に伴い、都市計画道路の名称を「高槻駅緑町線」に変更するものです。

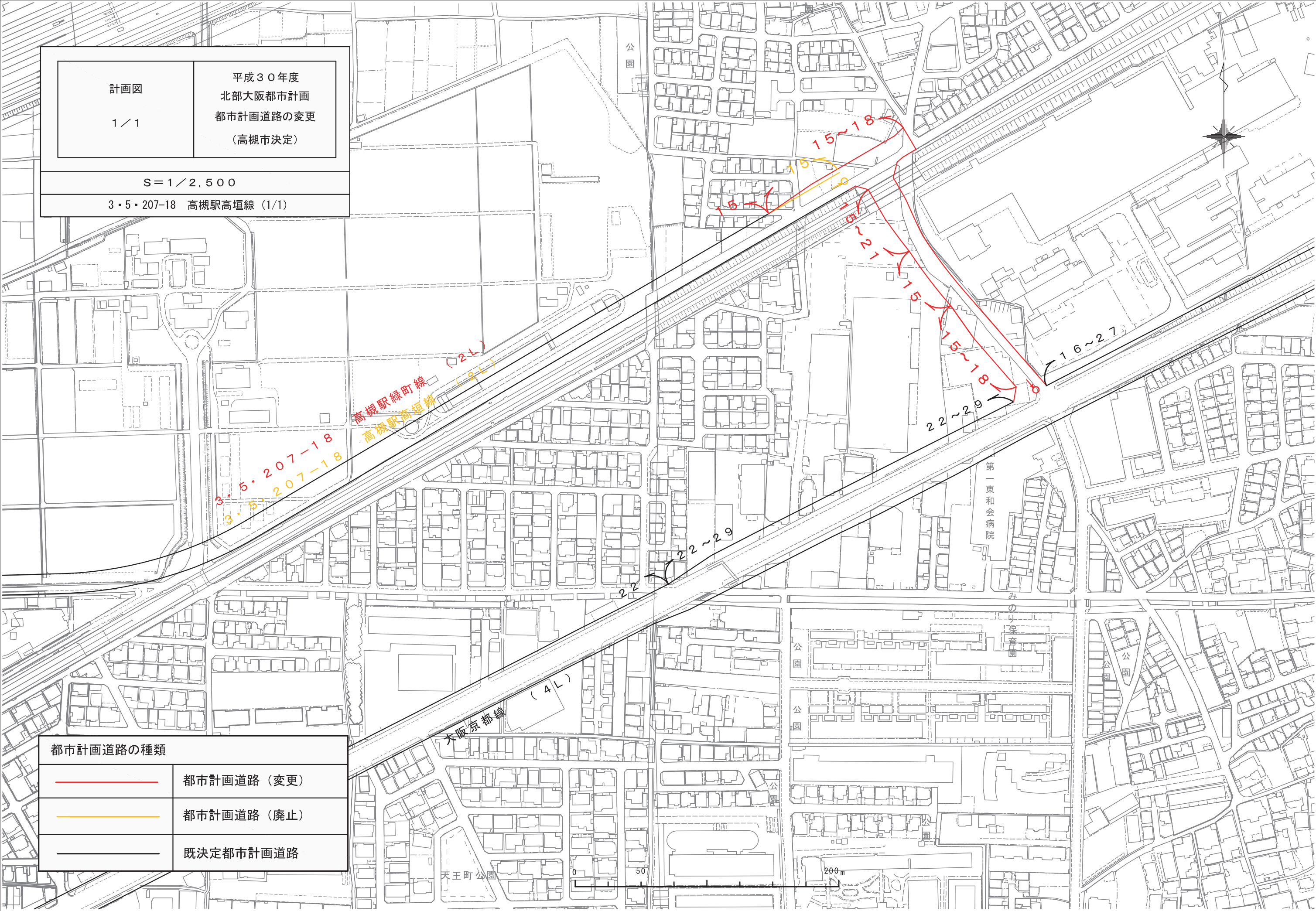


総括図 1/1	平成30年度 北部大阪都市計画 都市計画道路の変更 (高槻市決定)
S=1/15,000	
3・5・207-18 高槻駅高垣線 (1/1)	



凡例	
	変更前
	変更後

計画図 1/1	平成30年度 北部大阪都市計画 都市計画道路の変更 (高槻市決定)
S=1/2,500	
3・5・207-18 高槻駅高垣線 (1/1)	



都市計画道路の種類	
	都市計画道路 (変更)
	都市計画道路 (廃止)
	既決定都市計画道路